

○度会町工場立地法に基づく準則を定める条例

令和 4 年 3 月 17 日
条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号。以下「法」という。）第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づき、法第 4 条第 1 項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。
(区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第 3 条 この条例を適用する区域の範囲並びに当該区域における緑地及び環境施設の面積のそれぞれの敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

区域	緑地の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑地面積率」という。）	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
度会町全域	100 分の 5 以上	100 分の 10 以上

(緑地が他の施設と重複する場合の緑地面積率の算定方法)

第 4 条 工場立地法施行規則（昭和 49 年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第 1 号。以下「省令」という。）第 4 条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第 1 号トに掲げる施設と重複する土地及び省令第 3 条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の 100 分の 50 の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。

(本町に隣接する地方公共団体の長との協議)

第 5 条 特定工場の敷地が本町に隣接する地方公共団体の区域にわたる場合におけるこの条例の規定の適用については、町長が当該地方公共団体の長と協議して定める。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 昭和 49 年 6 月 28 日に設置されている特定工場又は設置のための工事が行われている特定工場において、生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。）が行われるときは、第 3 条の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、工場立地に関する準則（平成 10 年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第 1 号。以下「法準則」という。）備考第 1 項第 2 号及び第 3 号並びに第 3 項の規定の例による。この場合において、法準則備考第 1 項第 2 号中「0.2」とあるのは「0.05」と、同項第 3 号中「0.25」とあるのは「0.1」と、法準則備考第 3 項第 1 号中「0.2」とあるのは「0.05」とする。

と、同項２号中「0.25」とあるのは「0.1」と読み替えるものとする。